

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の新設に関する届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十六年四月二十日

岡山県知事 石井正弘

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 （仮称）岡山ネオポリスショッピングセンター

所在地 赤磐郡熊山町桜が丘東五丁目五-二七九

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 芙蓉総合リース株式会社

住所 東京都千代田区三崎町三丁目三番二三号

代表者の氏名 代表取締役 小倉 利之

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

(1) 名称 マックスバリュ西日本株式会社

住所 兵庫県姫路市北条口四丁目四番地

代表者の氏名 代表取締役 原田 昭彦

(2) 名称 ゴダイ株式会社

住所 兵庫県加古川市野口町野口一六〇番地の六

代表者の氏名 代表取締役 浦上 晃之

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成十六年十二月十五日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

三千六十三平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数 二百五十三台

(2) 駐輪場の収容台数 百台

(3) 荷さばき施設の面積 二百二十四平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量 六十六・六立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻 午前九時

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻 午後十二時

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前八時から翌午前一時まで

(4) 駐車場の自動車の出入口の数 三箇所

(5) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで（ただし、荷さばき施設二及び荷さばき施設三は午前八時から午後十時まで）

二 届出年月日

平成十六年四月十四日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成十六年四月二十日から平成十六年八月二十日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び東備地方振興局総務振興部総務振興課